

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
12月18日  
(火曜日)

## 目次

公告

- 一 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課).....
- 一 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課).....
- 二 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 二 山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 三 小都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 三 阿知須都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 三 山口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 三 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 四 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....



### (六一八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年十二月十八日から平成二十年四月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジュンテンドー
大規模小売店舗を設置する者の住所	〃	島根県益田市下本郷町二〇六の五
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	〃	飯塚 正
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の住所	〃	島根県益田市下本郷町二〇六の五
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	〃	飯塚 正

### 四 届出年月日

平成十九年十二月六日

### 五 変更年月日

平成二十年八月七日

### (六一九) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十二月十八日から平成二十年四月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番三二号 山西 泰明  
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	九、七七四平方メートル	一三、八三七平方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	一 一箇所	一 四箇所

四 届出年月日

平成十九年十二月六日

五 変更年月日

平成二十年八月七日

(六二〇) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事了の時期

平成十五年三月十二日

一 事業の名称

- 一 事業の名称  
県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類  
農道の整備
- 三 工事了の時期  
平成十六年七月十二日
- 一 事業の名称  
県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業(第一換地区)
- 二 事業の種類  
ほ場の整備
- 三 工事了の時期  
平成十四年三月二十日
- 一 事業の名称  
県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業(第二換地区)
- 二 事業の種類  
ほ場の整備
- 三 工事了の時期  
平成十五年三月十二日
- 一 事業の名称  
県営阿武川流域地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類  
暗きよ排水

三 工事完了の時期  
平成十五年三月二十四日

一 事業の名称

県営瀬戸地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

平成十九年十月十日

一 事業の名称

県営瀬戸地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

農道の整備

三 工事完了の時期

平成十九年七月十三日

(六二二) 山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六二二) 小郡都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小郡都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

小郡都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六二三) 阿知須都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による阿知須都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

阿知須都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六二四) 山口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画公園二・二・二十二陶中央公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六二五) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六二六) 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画防火地域及び準防火地域

平成十九年十二月十八日印刷  
平成十九年十二月十八日発行

発行人

山口県庁  
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)